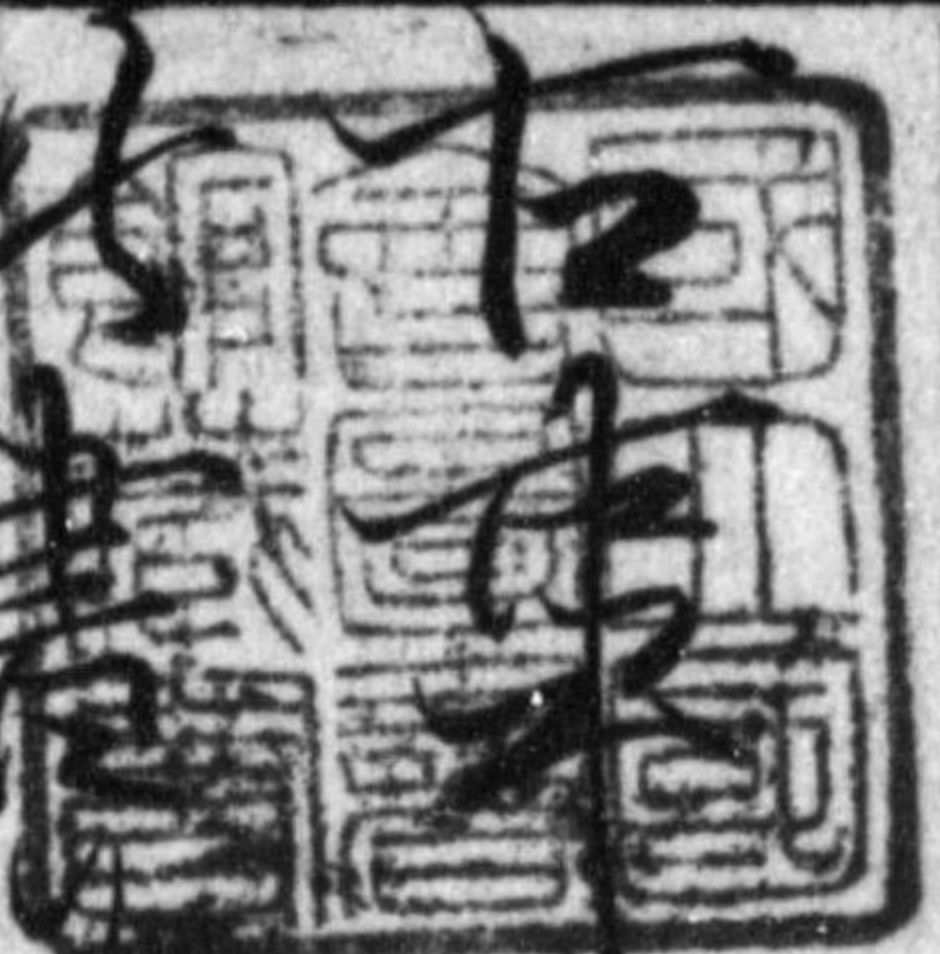




261541



東記便要

此書は... 江悦... 瑶池... 文机... 二十年







いれ共命——  
か、  
記講——  
に、  
ち、

来い、  
る、  
三集、  
の、  
か、



一、  
二、  
三、  
四、  
五、  
六、  
七、  
八、  
九、  
十、

一、  
二、  
三、  
四、  
五、  
六、  
七、  
八、  
九、  
十、



古事記便要卷上

那珂通高述

此記の出来はる縁故

上代カミツヨ不レ今の如コトいはくレも通ハ一用少へる  
形サマの文字ハ有リさリルレ免ト物の記シ號シ其象カタを  
畫カキふるものカをレいハいハく無クらレむ其ハ忌部正  
通ウ神代口訣

後光嚴院天皇の貞治年中成れる書也



小神代の字、象形也といへるふも著く、て其起  
原ハ太占フトマニの兆文ウラカタより出するもの之釋日本紀

此ハ神祇大副ト部宿祢兼方カ著ハせる書小  
て兼方龜山院天皇の御世より花園院天皇の  
御代までの人とハ聞ゆれと其の引用ひくる  
私記ハ養老弘仁より以来御代くく小日本  
紀を講し給ひしとき毎小講師との私小  
書する記ハて養老私記弘仁私記延喜私記

公望私記あつく見えぬハ古の證とせん小ハあよ  
あくよき書く

よ先師説於和字者其起可在神代欵といひ  
まトツカミ天神以太占而卜之云云無文字者豈可成  
ト哉と見えたり實小此太占ハ鹿の肩骨を  
灼ヤキその火焰乃兆文小因く神の御心をえ分  
る象トかれハ文字といハむも強言小ハ非ス  
されとそのかくハ多く物の象をのく書らん



古事記傳卷上  
ふやく後ふあり来てハ口より出る音の印ふ  
用ふへき今の代の假字のさほあるものも出  
来一と見えて同く釋日本紀小師説大  
藏省御書中有肥人之字六七枚許先帝於  
御書所令寫其字皆用假字或其字未明或  
乃川等字明見之若以彼可為始歛といひ大  
外記業忠の本朝書藉目錄にも肥人書不並  
ひて薩人書と云ふものありきされハ新井氏も答  
え

本郷平先生問目第一條小神代文字有肥  
人書有薩人書而肥人書一二字即今猶有  
通用者古者列國各有其字亦可以證といは  
れ  
井雨亭叢書白石遺文拾遺

平田篤胤も古史徴小神世文字の論と云條を  
立く細く論ひ置れりされと此等の文  
字ハ皆其國其人の私小構出するもの小て公小  
用ふへきものあらぬハ有ても無ふひんぐ上  
オホヤケ  
カミツ



代の故<sup>コト</sup>更<sup>ト</sup>ハ只<sup>ニ</sup>人々の口<sup>ノ</sup>に<sup>ク</sup>り語<sup>ヲ</sup>續<sup>ク</sup>い<sup>ハ</sup>續<sup>ク</sup>  
 をの<sup>ク</sup>重<sup>ク</sup>しとせられ大嘗<sup>ノ</sup>祭<sup>ノ</sup>の日<sup>ニ</sup>あ<sup>リ</sup>中<sup>ニ</sup>  
 臣<sup>ノ</sup>ハ天神<sup>ノ</sup>の壽<sup>ヲ</sup>詞<sup>ヲ</sup>を宣<sup>ハ</sup>らせ語<sup>部</sup>ノ古<sup>詞</sup>  
 を奏<sup>ス</sup>せし<sup>ム</sup>人<sup>ハ</sup>是<sup>ノ</sup>時<sup>ノ</sup>の風<sup>俗</sup>あり<sup>き</sup>故<sup>ニ</sup>  
 齋<sup>部</sup>宿<sup>祢</sup>廣<sup>成</sup>ノ古<sup>語</sup>拾<sup>遺</sup>と<sup>シ</sup>上<sup>古</sup>之<sup>世</sup>  
 未<sup>ダ</sup>有<sup>ル</sup>文<sup>字</sup>貴<sup>賤</sup>老<sup>少</sup>口<sup>々</sup>相<sup>傳</sup>前<sup>言</sup>往<sup>行</sup>存<sup>而</sup>  
 不<sup>レ</sup>忘<sup>ト</sup>し<sup>ハ</sup>一<sup>條</sup>禪<sup>閣</sup>兼<sup>良</sup>公<sup>ノ</sup>日<sup>本</sup>紀<sup>纂</sup>疏<sup>ハ</sup>ハ  
 上<sup>古</sup>無<sup>ク</sup>文<sup>字</sup>然<sup>レ</sup>結<sup>繩</sup>刻<sup>木</sup>且<sup>ツ</sup>為<sup>ス</sup>之<sup>約</sup>吾<sup>邦</sup>開<sup>闢</sup>

之事<sup>ニ</sup>迷<sup>明</sup>之<sup>迹</sup>自<sup>古</sup>神<sup>聖</sup>相<sup>授</sup>或<sup>ク</sup>託<sup>入</sup>宣<sup>言</sup>  
 之<sup>と</sup>い<sup>ハ</sup>三<sup>善</sup>清<sup>行</sup>ノ昌<sup>泰</sup>三<sup>年</sup>ノ勘<sup>文</sup>ハ  
 上<sup>古</sup>之<sup>事</sup>出<sup>于</sup>口<sup>傳</sup>と<sup>云</sup>リ<sup>か</sup>く<sup>て</sup>漢<sup>籍</sup>ノ渡<sup>リ</sup>  
 初<sup>ニ</sup>ハ應<sup>神</sup>天<sup>皇</sup>ノ御<sup>代</sup>ハ<sup>あ</sup>れ<sup>と</sup>今<sup>ノ</sup>文<sup>字</sup>  
 して物<sup>書</sup>ハ<sup>その</sup>物<sup>ハ</sup>見<sup>え</sup>る<sup>ハ</sup>古<sup>語</sup>拾<sup>遺</sup>ハ  
 至<sup>於</sup>後<sup>磐</sup>余<sup>稚</sup>櫻<sup>朝</sup>三<sup>韓</sup>貢<sup>獻</sup>夾<sup>世</sup>無<sup>絶</sup>齋<sup>齋</sup>  
 藏<sup>之</sup>傍<sup>更</sup>建<sup>内</sup>藏<sup>分</sup>收<sup>官</sup>物<sup>仍</sup>令<sup>阿</sup>知<sup>使</sup>主<sup>手</sup>  
 百<sup>濟</sup>博<sup>士</sup>王<sup>仁</sup>記<sup>其</sup>出<sup>納</sup>と<sup>り</sup>又<sup>日</sup>本<sup>紀</sup>此



古事記傳卷一  
天皇の御卷ハ四年秋八月始之於諸國置  
國史記言事トとあるハれ初ニ免シ後磐余推  
櫻宮ハ天下知食天皇ハ履中天皇ハ坐マシ其カ  
内藏ハ阿知使主と百濟博士王仁とをおヒ  
諸國ハ國史を置れトと思へハ朝廷ハ是  
より前ハ既ダく史有ク往昔ノ事を語リ  
傳ヘ隨ハ記されけむト知られテ然レと  
其撰録トハあらテ只あらクと書ス御

典ヲあるハ推古天皇の御卷ハ二十八年皇  
太子嶋大臣共議ニ之録ス天皇記及テ國記臣連伴  
造百八十部并公民等本記トあるト正シ故  
事ヲ記の始ハありル此皇太子トハ  
聖德太子ハ嶋大臣トハ蘇我馬子を  
云へる也此時の御典ハ全く事竟給へリや  
いハ多クや知られレも皆蘇我氏の家ニ  
預メ持テ見えテ是より二十六年を經



了皇極天皇の四年といへる年の六月蘇我臣蝦夷等臨誅悉焼天皇記及国記珍宝船史惠尺即疾取所焼国史而奉中大兄と日本紀不見えたり此蝦夷ハ馬子の子なり中大兄とハ天智天皇のいさく皇子と云はん其るほくの御名あり此御典等の体裁いありにむ詳みハ知るべけれと釋日本紀引く聖徳皇子の書れたりと云上宮記すハ私記の

上宮記之假名古事記之假名をといへる言ありて考ふれハいさくは漢文のさめよの記されたるものといへ見えや漢文ハ假字のいさく後アの宣命書といへるものいさくものあるへといへ思ふ系其後三十七年を經天武天皇の十年といへる年の三月丙戌ハ天皇御于大極殿以詔川島皇子忍壁皇子廣瀬王竹田王栗田王三野王上野君三千忌部連



首阿曇連稻敷難波連大形中臣連大島  
平群臣子首令記定帝記及上古諸事大島子  
首親執筆而録焉と日本紀小見えたり此ハ  
惠尺の天智天皇に奉てしる御典ハさらばり  
家々傳へ持しる書等の爰の語を漢文字  
不配違ひしるをちのさひハいりて正しきま  
むとかくハ思ほし立てる御奉ありへ其ハ  
太朝臣安萬侶ら此記の序不飛鳥清見原

大宮御天八洲天皇中略詔之朕聞諸家之所賣帝  
記及本辞既違正實多加虚偽当今之時不改  
其失未經幾年其旨欲滅斯乃邦家之經緯王  
化之鴻基焉故惟撰録帝紀討盡舊辞削偽定  
實欲流後葉とある此天皇ハ即天武天皇不  
せハ此詔も何時とハあられと決りて川  
寫皇子を始久十二人の人々不命せたまる大  
御言あらむとそ思ひてかくても猶危あとおほ



されりるもや其正しきものなり漢文字を大  
御口はく天字受賣命に裔あり女舎人  
稗田阿禮の教ひ語へ給ひく

古史徴一巻六十二葉小稗田氏ハ姓氏録小見  
以天武天皇紀小向乃樂至稗田と見えこれハ大  
倭国の地名と聞えたり彼地より出たる姓ありし  
弘仁私記の序小天鈿女命後也と見え西宮記  
裏書二頁後女事延喜二十年十月十四日昨尚侍令

奏縫殿寮申以稗田福貞子請為稗田海子死關  
替こあり此を合せく紫少小阿礼ハ實小天字受賣  
命の裔小く女舎人ありすと明け一其ハ舎人ハ祝  
詞小刀称男女ありとありく男のくあらん女も  
云称小く上中下よ且り公け小仕奉る者の総名  
おれハちり仁徳天皇紀小命婦を比賣刀称と  
訓小延喜式小宮人をもかく訓名れハ此ハ女舎  
人ありへ一名さるも男と聞えぬを師の稗田



老翁と言まゝるハ委一からんと云り師ハ宣  
長をさしと云ふなり

御典を撰ひ録さし先人と 勤イササキと云ふなり  
此序の次ニ時有舎人姓稗田名阿禮年是  
二十八為人聰明度目誦口拂耳勒心即勅語  
阿禮令誦習帝皇日緇及先代旧辞とあるも  
知られずかく大御心を盡させ給ひられも爰  
の語の漢文字不配アテわたりものく無りもあらず

久日本紀小翌十一年三月小命境部連石  
積等更肇ニミナ伴造新字ニミナ一部四十卷と見えり  
釈日本紀の私記小ハ師説小此書今在圖  
書寮但其字体頗似梵字未詳字義之所  
准據モトトハ言ひれつとと新井氏ニイの同文通考  
新字四十四卷其書泯ニ為俗間所用字有漢  
人字書所不載者蓋是国字世儒聚以為  
為非通論也と云サキ柎トガ柎カシ柎ソマ柎シ柎キ柎サ柎ス







の故事小倣ハせらまじしものよりまじ御記を  
撰録さし先人の御心志らひありつらんを  
此天皇といふ事終つまらぬよ爾御事いぬ  
かくて文武天皇を経て元明天皇の御代の和銅  
と云年の四年九月十八日小至り太朝臣安萬侶小  
事負せし稗田阿禮の誦浮へる天武天皇  
の勅ひ語へる漢文字より撰ひ録させ給  
へる此記より其を献じハ翌五年正月二

十八日あり記されと此ハ内々の事よて表不立  
る御奉小あらさるるハ天武天皇の御代  
より事執居る人々を助させ給はんよ  
や同く七年二月詔後六位上紀朝臣清人  
正八位下三宅臣藤丸令撰国史と日本紀小  
見えり斯在りハやうて其年の中小功竟  
く奏上り其功竟る事ハ日本紀ハ見え  
されよ扶桑畧記



本朝書籍目錄子阿闍梨皇圓抄と云へ皇圓ハ比智山功  
徳院の僧小く浄土宗を開つ法然上人の師あり

小和銅七年上タテマツル美日本紀トと云へるを以て知られり  
此ハ私記小所謂假名日本紀小く天武天皇の十  
年より三十四年を経く其功始えく成はれりも  
猶假名小書する所多く漢史カラフシの体裁カサマ小合ハさる  
を以て更よ舎人親王よ命せく今の日本紀を  
選ハしえくすひるハ元正天皇かて續日本紀の此

天皇の御卷小養老四年五月癸酉先是ヨリ一品舎人親  
王奉勅修日本紀至是功成奏上紀三十卷系圖  
一卷と見え又弘仁私記の序小く夫日本書紀一

品舎人親王津御原天皇第五皇子也從四位下勲五等太朝臣

安萬侶等王命之後也奉勅所撰也清足姬天

皇肩八咫之時淨御原天皇之孫日下太子之子也世号飯高天皇親王及安

麻呂更撰此日本書紀三十卷并帝王系圖

一卷今見在圖書寮及民間也養老四年五月二十一日淨足姬天皇年号也



功夫甫就<sup>シテ</sup>献<sup>リ</sup>於有司<sup>今</sup>察<sup>見</sup>也<sup>書</sup>と見ゆ此清足姫  
天皇とハ元正天皇あり釋日本紀ハも假名日本  
紀と今の日本紀との前後を問ふる答ハ假名  
本<sup>ガ</sup>為<sup>レ</sup>嫌<sup>ハ</sup>其假名<sup>ヲ</sup>養老年間更撰<sup>レ</sup>此書<sup>ヲ</sup>と云<sup>ハ</sup>假  
名本をハ古本と<sup>シ</sup>今の日本紀をハ後本とせら  
る<sup>ル</sup>なりされハ今の日本紀より六年前に成るハ  
假名日本紀なく假名日本紀より二年前に  
成るハ此記ありされと此記ハ内々の詔にて成り

日本紀天武天皇より五世四十年を経て成<sup>レ</sup>故  
日本紀をハ正<sup>シ</sup>き御典と立て古事記をハ其  
別記と立られ<sup>レ</sup>ものあるへ<sup>シ</sup>然<sup>ル</sup>ハ日本紀ハ  
挙<sup>ラ</sup>れ<sup>ル</sup>一書といへる中ハ一所も古事記を引<sup>ク</sup>る  
無く適<sup>シ</sup>似<sup>テ</sup>たりと覺<sup>ス</sup>き<sup>モ</sup>其事必異りありて  
生<sup>レ</sup>坐<sup>ス</sup>る御子<sup>等</sup>の次第も同<sup>ク</sup>らぬを見<sup>ル</sup>ハ安  
萬侶朝臣の古語を失<sup>ハ</sup>しと勤<sup>シ</sup>と<sup>ス</sup>る心の貴  
さハ正<sup>シ</sup>き御典の別記と立置<sup>キ</sup>しものある<sup>ナ</sup>と



炳焉きを本居宣長の傳不書紀字撰を以てハ  
此記の誤りるの故ハあらざるとも其趣異を  
この也とく是ハ淨御原宮御宇武天皇の厚  
き大御志より起て再ハ平城大御代の詔命より  
て撰録せしむる上ハ更ハ輕々しき私の書の比ハ非  
といひ日本紀の方ハ專漢に似るを肯として  
其文章を飾られ古事記の方ハ漢に拘らる  
只古の語言を失くぬを主とせしむるハ

天皇等の大御心より出するもの如説を以て  
とも其ハとを謬也日本紀は據て思ふは天武  
天皇ハ甚く漢風を好むとすひて漢才ハ  
長られしむるを明ふれら先御代より有来  
れる帝紀の假名書多く見立を不足思は  
し免せるとしつらより全ら漢史の体裁に撰録  
さし免んとかくハ川島皇子等も詔命員  
せし事とあり元正天皇の假名日本紀を



書改めさせしむる大御心も然らず也  
さく小御典を撰つてハ昔よりいと嚴重  
可くも御奉むれハ釋日本紀小古  
事記者只以立心為宗不勞文句之体と  
いふも本朝之史以何書為始哉と問ふ  
答ふ師說以古事記為始而古事記者誠  
雖載古語文例不似史書と云へるを見て  
そのうこの漢史の体裁を尚むる風俗い

ちりく推古天皇の御世ハ皇太子と大  
臣と小事執らせしむ天武天皇の御世ハ  
ハ皇子二人王四人ノ事負せしむ元正天  
皇の御世ハ一品親王ノ事依さしむ  
後のかのから新儀式も修国史事第一太  
臣執行參議一人木外記并儒士之中擇堪  
筆削者一人令制作之諸司官人堪事四  
五人令候其所修畢奏進之後須下所



司と見えざるを正五位上勲五等おとの安萬  
侶一人小日本紀小並へり人重さ御典を  
事任しヨサこまへさや此ハ日本紀撰録させ  
給らん其下書ヨサして内々命負せさへる不  
疑かヨサされハこそ假名日本紀書改えさせ  
こまひヨサ時も舍人親王と諸共小事執ら  
せさヨサみはれざるを宜長ハ日本紀を撰録  
せるハ舍人親王一人の如説かヨサ此記もいと

重さヨサもの小説ヨサられざるあやずりハいふ小と云  
ハ此記の序小撰録、裨田阿禮カ所誦之勅語  
舊辞以ヨサ献上者謹随ヒ詔旨子細採リ摭ヒと  
ある此勅語、旧辞ヒとソへるヒとを見誤らさ  
る小因ヒくるヒへヒ其ハ先傳小旧辞と云  
ふとを説てかの蝦夷ヒ焼ヒ一処小国記といひ  
聖徳太子の修撰の處小国記臣連伴  
造国造百八十部并公民等本記と云るヒを



是小あつるへさう川島皇子等の修撰の處  
小上古諸事とあるハ正しく是かて然る小  
今ハ旧事といふはして旧辞と云る辞字小眼  
を着て天皇の此支おほえし立し大御意  
もくら古語小在るおとを覚るへしといひ  
又もと此勅語ハ唯小此支を詔ひ属し  
のく小ハあらて彼天皇の大御口はら此  
旧辞を諷誦坐て其を阿禮小聴取しえて

諷誦坐大御言のすくを誦しけし習ハし  
賜へる小もあるへし然るふてハ此記ハ本  
彼清御原宮御宇天皇の可畏くも大御親  
撰ひしすい定えし誦し唱ひ賜へる  
古語ありあれハ世小類ひもかくいとも貴き御  
典小ありしと云へるそあゆふ記謬也き  
釋日本紀小養老四年令安万侶等撰録日  
本紀之時古語假名之書雖有数寸家皆以



勅語ヲ為先ト然則假名本ニ亦在此前耳ト見  
えく勅語ト云ハ古語ヲを假名書ニせる記  
等小對へて爰の語ヲを配ル漢字ヲを云  
也かの新字トと旧辭トと相對ヒくるル也ト知  
らるへしトされハ篤胤ノ古史ニ徵一卷ノ五葉ノ宜  
長ノ謬ヲをかレ論ヒて勅語トハ漢字ト  
倭訓ヲを配ルるヲをレいハ舊辭トハ舊クなりト記  
傳ル語書ヲを云ハ其辭書ノさはヲ想像ス

天此云ハ阿米地此云ハ都知トヤハ漢字ヲを譯ス  
るル旧ク書習ヒ來ル義訓ヲを記ス  
て目下此謂ハ玖沙珂長谷此謂ハ波都勢トヤハ  
記ス書ハ人ト所思ハ此ハ彼阿直伎王  
仁カ始ル事ハ然ルを師ハ旧辭ヲ  
と訓ル古事記ハかラ天武天皇ノ撰ヒ  
定ス阿禮ハ誦習ハ之ヲを  
安萬侶ノ其ス書取ル如說レれル也ト



らり正先記之謬錯と云ひすく撰録勅語旧辞  
といひ子細採摭といひへるを思ふへー阿禮の  
口より誦出るすまへく録せらるむよ正撰採摭  
あつ云すしとものをやとりへるを乞ふ当きる  
説よハあまらる

古史徴ハ其説いと長くて煩ぐりれハ此ハ要と  
ある処をのり採て考へつ

されと此記の漢史ハ似ぬハ日本紀ハ優れ

処より日本紀の漢史ハ似つるハ此記ハ劣  
まらるとあらあまハ古学せんものハ先此記  
をのりてさて日本紀をハ見ふへた也

此記ハ必日本紀をも讀合せへた事

世間ハあまをのり書の中ハ古学せむ人の  
むねと讀明らむへにハ此記ハありり  
然々あれと事實の錯ア乱きて古意ハ  
違ひるは無しとあらぬを今の世ハ校へ



正にへき書ハ日本紀ふむありけり然るハ  
日本紀修らむ一頃すてハ帝皇日繼を始  
久家々の記録等も多し傳り有し或舎人  
親王の安万侶朝臣と諸共議て撰  
定久しき正書有り有るを其撰遺す  
る傳さへ一書とて奉られしのか其一書の  
中の異ある傳をも亦云一云あるやし書載せ  
られ然しあぬふまき放らると慎と重

とせられし其中心ありなく正しき  
傳説も残るれりあり欽明天皇御卷  
二年御子等の御名を記せる其分註ハ帝  
王本紀多有古字撰集之人屢經變遷  
後人習讀以意刊改傳寫既多遂致舛雜  
前後失次兄弟參差今則考數古今歸其  
真正一往難識者且依一撰而註詳其異他  
皆效此とあるを見ても其撰るべき時の



古事記傳要  
御心考らひのほどハ知らるゝ一ありて其を奏  
上れり年ハ養老と云年の四年ある不翌る五  
年より安万侶朝臣ノ詔負せく朝廷を講  
せられしとハ釋日本紀引る養老五年  
の私記より講例の條の康保二年外記勘申  
養老五年博士と云くもいちある一かく  
日本紀をのともてハやさせもあへるを見ても  
日本紀をりて國史の正書とせられ此記をハ

別記不備られ一當時ソノカキの風習ナラハシハ明らかぢや  
されハ昔より此記あり註釋シユフイもいと少く北白田  
親房郷の元々集ふ引る古事記釋註より  
ト部兼文の古事記裏書

此裏書ハ古史微一の卷百葉ハ近き頃岸本弓弦の得  
てとききて借て見お奥書ハ文永十年二月十四日  
兼文註之とハ有り然しも珍しき事ハあり  
也と今傳ハらぬ風土記大倭本記私記日本紀



古事記傳卷之十一  
扶擇かともを引用ひらるハいと珍一兼文ハト部  
秘事口傳抄ハ文應年の大嘗會の事を記  
せし文ハ縫殿大副兼文宿祢と見へくト部  
氏の人あり文應ハ文永十年より十四年前あり  
と云也

と云ふもの外ハ無きを日本紀の註釋ハ  
養老五年の私記を始め多朝臣人長ヒナカの弘  
仁四年の私記菅野朝臣高平の兼和六

年の私記善洲朝臣愛成アキナリの元慶二年の私  
記藤原朝臣春海ハルノの延喜四年の私記矢  
田部宿祢公望キミモチの兼平六年の私記攝朝臣  
仲遠ナカトの康保四年私記等ヒトして釋日本紀  
不引ヒキのれらる今もせふ傳ツトりしきく延喜六  
年と元慶六年竟宴歌あるハ一條禪閣兼  
良公ヨシキミの纂疏サニかと皆日本紀の為あれとも此  
記の為おも見てハ得あるトききを今の古学コガクハ



古言作史  
者ハ多方漢才オホカクト踈サハシラあれど竟宴歌外ハ何  
をも漢文体オウガクある不困オクナトてひとわつろふ得  
よせん却りて益あるもの如いひおとせもの  
も有とうや此ハ固より論ふも足らぬ輩か  
れと其を誘ひ立ツ一罪ハ宣長也宣長ハ髻  
華山陰ヤマカケハ書紀ハ古書の有ら中ふいとも尊  
く珍重ウツクシクとくやナとふれ御典ミコトノミよあむあるをさ  
る不取オクナてハ古学の為ナハハも不足オクナとてほ

小緑オホキナあらまふ人有り然言故シカクハナ古事志コトシ  
る以史ハ大方古の傳説を失ウシハ過アヤるナ後  
世ハ傳へむ為ありされハ其史も古きハ上  
つ代の事を記せるや唯その有形カタの事コトハ  
一ヒト潤色カキリ添ソフる事コトハ文コトの章マけテ自然オノノカ  
ハ具タりていと美ウツクシクとくナあむ有アるナを此  
書紀の作ツクるハ然シカる古傳書コトシハ依ヨら  
當時トキの世中ヨの好ウツクシクふ叶ウへク悉オホクく漢史風カンシフウ



不改えて詞は其方の潤色カサシの多有オホカレの<sup>ニ</sup>あらは  
 事ふさへ意はさへ其潤色を加へて凡そ  
 萬をいふく漢えきたらむと力られし  
 けふあへくの詞の古ふれざる事ハ更  
 むといはれ文の改えさゆふ依てハ其事も  
 意もおのつら右の傳の趣とハ違へる事  
 もあり或ハいふある由も聞えかしく成ぬる  
 節フシををましく交りあへて大かしく上

つ世の意ハ埋ウツれ小果く世ふ知人かくあむ  
 成まりらるといふこと此記の傳ハ書紀  
 の論ひしつへる條を立く種々の誤を説  
 示されし其首ふ古昔より世間おし  
 ちへく只此書紀をゆく人貴ひ用ひく世々の  
 物知人も是ふ甚く心を碎きつ言痛コトきし  
 其神代卷ハ註釋なども多かしく此記を  
 只等閑ふ思過して心を用ひむ物し



思ひくらひは何故ふうと尋ぬる世人  
々々漢籍意ふのく泥みて大御國の古  
意を忘れ果るれハそかり故其漢意の惑  
を喻し此記の尊むべき由を顯し御國の  
學問の道あらはせむと之其ハ先書紀の  
潤色多き事とを知り其撰述の趣をく  
悟らされハ漢意の痼疾去わく此病去  
らてハ此記の宜き事と顯れらる此記の

宜き事とを志してハ古學の正き道路  
ハ知らるべき一けれハあらと云へる其説ハ多  
分然る事とあまんと中よハ當らぬ事も交  
るるを未しき輩の宜長の説よりソへハ  
已り考へ明さんものも思ひくらひ日  
本紀ハ非事ヒコトのく多く此記ハ絶て錯  
り乱るる事との無きもの如く思へるは  
わりあるれハ今宜長を論ひの謬を委



可小説明めむとて先其日本書紀と云へる  
題<sup>+</sup>號の論ひふ此ハ漢の国史の漢書  
晋書おと云名ふ倣く御国の號を標  
られざるものぞかふるナとふ国の號を挙  
ぐるハ並ふ処ある時のわさあるふ是ハ何  
ふ對ひする名とやた漢国ふ對へられ  
と見へく彼小邊にらへる題號なりか  
といひ其の著ハせる書の中ふ引用ふる

ふも日本と云名をハ除きくた書紀との  
いへる是一つの謬りあり皇国ふハ古へ物書ナと  
無うりうハ書と云もの絶く有らさりふ漢  
籍渡り来て後ハ朝廷よくも家々ふくも  
物書ナとハ出来けれと打まつせく書<sup>ナ</sup>とい  
へハ皆漢のものありたされハ布美と云詞<sup>ナ</sup>文  
と云字音を轉せりあり其百書千書の漢籍  
の中ふ此籍のこハ漢籍からて日本の御記を



と志らせし事とむとの御意よりかく日本  
と云題号をハ加へし事へるものゆく自然かる  
其世の勢イサあらはにやきを打つけ漢書晋書  
あと云名小倣へりとはとも何の據をや釋日  
本紀小師説に依ラ注ス日本国帝王事謂之日  
本書紀又曰師説宋太子詹事范蔚宗  
撰ス後漢書之時叙帝王事謂之書紀叙  
臣下事謂之書例傳然則書紀之文依

此款とあるを見誤りしる非し此ハ書  
紀と云事を後漢書小倣へるゆくゆく日  
本と云すと倣へるゆくハありけり

曰く皇国ハ傳へる漢書ハ漢書紀と有しは  
屋代弘賢ノの語られしと古史徴一の卷  
三十四葉ニ云リ

そのハ書紀と書字を加へし弘仁の頃  
より始りしる名ゆく本ハして日本紀と



のく云く

古史微一の卷三十九葉小和銅七年小奏上れる日本  
紀ハ決めて言扁の記字あり久人其ハ扶桑畧記小記  
字を作た又水鏡神宮雜例集倭姫世記江家次第  
二十二社註式等小引るも皆記字あり釋紀小  
紀字を書りハ何の意もあら後小寫一誤らな  
るへ一御典小系扁の紀字を書あらハ必書紀  
を御修の時より始り久人らあらへ一推古天

皇紀皇極天皇紀と小天皇紀とあら古き  
状らくそあらゆるといふつれと稱ふさらさら  
も有ハ採らむ

然ら故ハ續日本紀の舍人親王奉勅修  
日本紀とあらを始り之其他の国史等  
すも古き書も小ハら書字無し又  
日本紀繼々よ令撰られ一御史も  
續日本書紀日本後書紀と云へるハ



無きを釋日本紀不引する弘仁私記  
序不始く日本書紀と見えく延喜  
六年と天慶六年の竟宴歌ふ日本紀  
竟宴各分史云并序と書出して序  
不ハ日本書紀と書する又日本後紀大  
同元年七月の下不是日勅命據日本書  
紀と見えく

同紀おらり延暦十六年二月の下云弘仁三

年六月の下云日本紀との云あり古語拾遺ト部家  
伝来の奥書ある古本の奥不此文を引する不も  
書字あれと皆後人の書加へるものあり云と古  
史徴云ハ云リ又古史徴不延暦十六年のハ續日  
本紀を撰り之給へる時の詔詞云前日本紀  
とあり云ハ續日本紀不對へる文ありさて其次  
の文不其續日本紀の事を云不單不日本紀  
とあり此ハ續字の脱する不も有へ云但云古



古事記傳卷上  
書にも小續日本紀より以下の国史をもとに  
へて日本紀といへるものと例あり其ハ藤井高尚の日本  
紀の御局考と云ふものもあつたりと云り

又朝野群載不載せしる美和三年十二月  
の廣隆寺縁起不謹<sup>テ</sup>檢<sup>ニ</sup>日本書紀と見え  
る此等の外ハ正<sup>一</sup>き古書共ハ日本紀と云  
ふハ多かれとも日本書紀と云へるハいと稀  
かり萬葉集ハ日本書紀も日本紀も

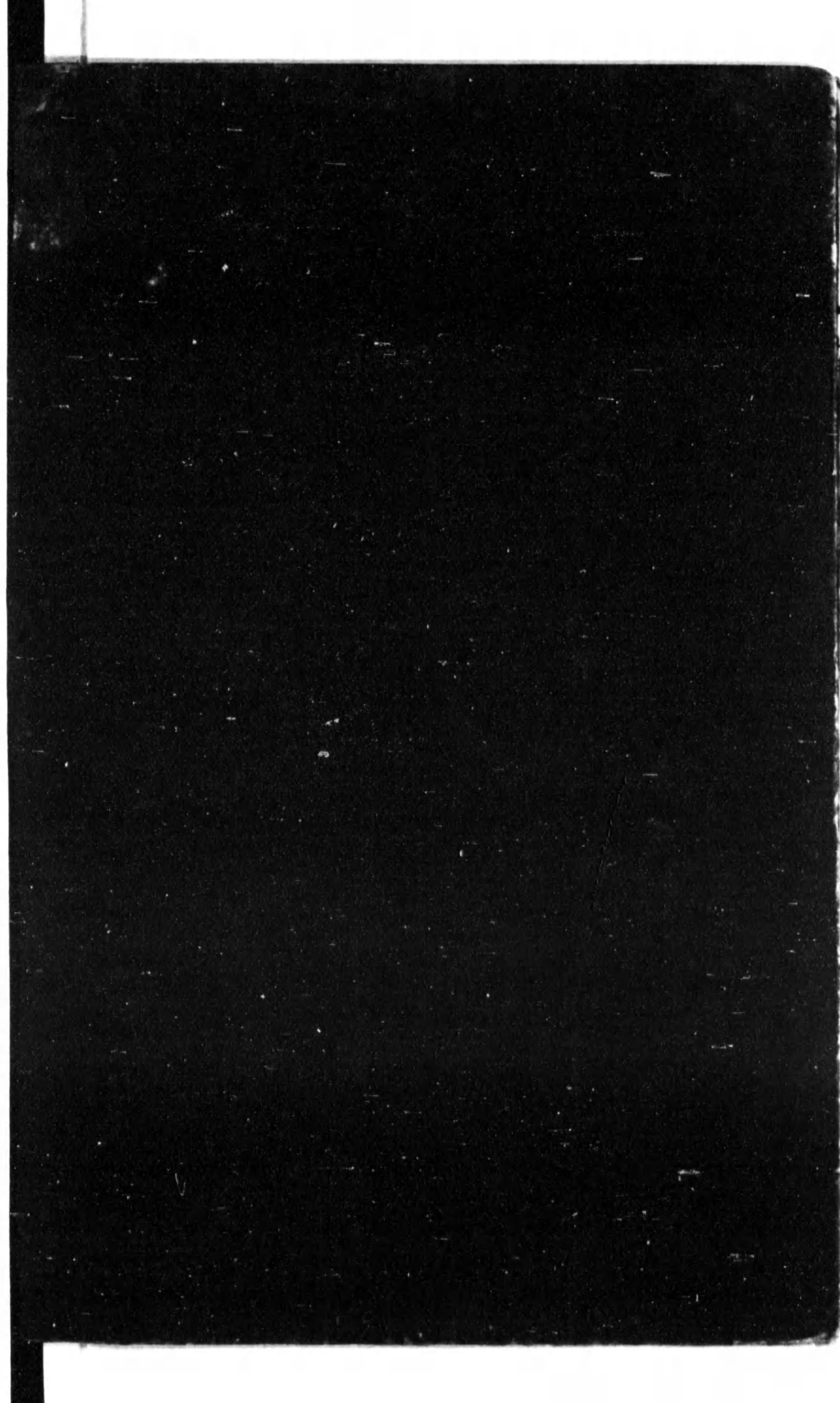
あつて姓氏録ハ教多引<sup>ら</sup>る<sup>る</sup>ハ皆日本紀と  
のこあり本朝書籍目錄も<sup>ら</sup>る<sup>る</sup>日本紀と  
あれハ日本紀と云へるハ舍人親王の命け  
られ<sup>る</sup>本<sup>一</sup>りの題号不<sup>ら</sup>る<sup>る</sup>其を日本書紀  
と云習へるハ弘仁の頃の博士も<sup>の</sup>范蔚宗<sup>の</sup>  
後漢書の帝王書紀不<sup>似</sup>ひ<sup>ら</sup>る<sup>る</sup>業あ<sup>る</sup>ハと  
いち<sup>ち</sup>志<sup>し</sup>く<sup>く</sup>それハ伴信友の日本紀題号  
考ふも日本紀と云へるハ原<sup>一</sup>りの題号あ<sup>る</sup>



古事記便要上  
を延喜四年本又其後の古寫本今世小  
慶長四年の因賢朝臣の跋ある印本を  
已に見聞する限の本とも皆書字あるハ弘  
仁の頃より始りて後小題号とも為る  
物ありたりといふ

古事記便要卷上







001542-001-1

210.3-N266k

古事記便要

那珂 通高/著

上

M6

ACB-4048



210.3

N266k